

「ISMAP管理基準（案）」等に対する意見公募要領

令和7年9月18日

国 家 サ イ バ ー 統 括 室
デ ジ タ ル 庁
総 務 省
経 済 産 業 省

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

国家サイバー統括室、デジタル庁、総務省及び経済産業省は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組み」（令和2年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、制度所管省庁として「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」（英語名：Information system Security Management and Assessment Program）（以下「ISMAP」という。）を運用しています。

政府機関等がクラウドサービスを調達する際は、原則、ISMAPクラウドサービスリスト又はISMAP-LIUクラウドサービスリスト（以下「ISMAP等クラウドサービスリスト」という。）から調達することとなっているところ、ISMAP管理基準は、クラウドサービス事業者がISMAP等クラウドサービスリストへの登録申請を行う上で実施すべきセキュリティ対策の一覧及びその活用方法を示すことを目的に策定されております。

現行のISMAP管理基準は、情報セキュリティマネジメントに関する国際規格（ISO/IEC）に基づいた規格（JIS Q）に準拠して編成された情報セキュリティ管理基準（平成28年度版）を基礎とし、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（以下「統一基準」という。）（令和5年度版）、米国国立標準技術研究所（NIST）のNIST Special Publication 800-53（以下「SP800-53」という。） Revision 4 を参照して、セキュリティ管理策が策定されています。しかし、このセキュリティ管理策の数が多く、クラウドサービス事業者にとって負担となっていました。

そのような中、JIS Q 27001、JIS Q 27002の改定に伴い、本年度、情報セキュリティ管理基準が改正されました。ISMAP管理基準においても、この改正内容を反映し、統一基準（令和7年度版）及びSP800-53 Revision 5 を参照しつつ、セキュリティ管理策の数を減らす見直しを実施した改正案を策定しました。

当該改正案について、幅広い御意見をいただくべく、令和7年9月18日（木）から同年10月17日（金）までの間、意見を募集することとします。

2. 意見募集の対象

以下の文書について、意見を募集します。

- ・ ISMAP 管理基準（案）
- ・ ISMAP 管理基準_別表 1～3（案）
- ・ ISMAP 管理基準_参考 1、2（案）
- ・ ISMAP 管理基準改定概要資料

<参考資料>

以下の文書について、意見募集の対象ではありませんが、上記対象文書の参考とし

て下さい。

- ・ ISMAP 管理基準 新旧対照表
- ・ ISMAP 管理基準_別表 新旧対照表

<留意事項>

JIS Q 27017:2016 (ISO/IEC 27017:2015)を参照して作成した管理策については、原規格の著作権の関係上、非公開とさせていただきます。なお、当該管理策は現行 ISMAP 管理基準から概ね変更はありません。

また、ISMAP 管理基準_別表 新旧対照表においては、JIS Q 27014:2015 (ISO/IEC 27014:2013)を参照して作成した管理策についても、上記と同様の理由により、非公開とさせていただきます。

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」における掲載。

4. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

令和7年9月18日(木)から同年10月17日(金)まで。

5. 意見提出先・提出方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov)における「意見提出フォーム」に御意見等を日本語で入力し、提出してください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

7. 連絡先窓口

国家サイバー統括室 制度・監督ユニット (担当)和田・岩元・菊地・富岡

電子メールアドレス : ismap-nc02025_atmark_cyber.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

<ISMAP制度所管省庁>

国家サイバー統括室、デジタル庁、総務省、経済産業省